別添　津波被害が想定される施設が講じる津波対策【危規則第60条の２第１項第11号の２関係】

|  |  |
| --- | --- |
| 定める必要がある施設 | 地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において津波による浸水が想定される地域にある危険物施設 |

第１　総則

当所の津波対策は、本編及び関係する対策によるほか、第２で定める「津波対策の実施計画」に基づき行うものとする。

第２　津波対策の実施計画

１　平時からの事前の備え

⑴　所長は、津波ハザードマップ等を定期的に確認し、当所で想定される津波リスクの把握に努めるものとする。

なお、当所で想定される津波リスクはハザードマップのとおりである。

⑵　所長は、想定される津波リスクと当所の実態を踏まえ、定期的に実施計画の見直しを検討するものとする。

⑶　所長は、地震等による設備の破損等を考慮して、津波警報等の情報収集方法、従業員等への情報提供方法を定めておくものとする。

⑷　所長は、地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮して、従業員等の避難場所等を定めておくものとする。

⑸　所長は、津波警報等が発令された場合、当所内の危険物を取扱う施設、設備等を安全に緊急停止させるための方法、手順、応急措置及び実施体制等について、下記事項を定めておくものとする。

ア　設備の破損、停電又は浸水が発生した場合の対応

イ　津波襲来までの時間に応じた対応

ウ　施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災、流出等の事故が発生することがないよう、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程（プロセス）に応じた対応

エ　緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応

オ　緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果的に行うための判断基準、権限及び従業員の役割

カ　夜間や休日など、従業員等の少ない時間帯における実施体制

⑹　所長は、従業員に対して当所の津波リスクと津波の実施計画等について、必要な教育、訓練を行うものとする。

⑺　所長は、当所に出入りする全ての者に対して当所の津波リスクと津波警報等発令時の避難について、必要な周知を行うものとする。

２　津波の危険性が高まってきた場合の措置

⑴　所長は、津波警報等の発表を覚知した場合は、従業員等に「津波警報等が発表された」ことを確実に周知するものとする。

⑵　従業員等は、施設内で強い揺れを感じた場合は作業を中断し、津波警報等の発表状況等の情報を確認するものとする。

⑶　津波警報等が発表された場合は、従業員等は想定される津波高さに応じて避難し、安全確保を図るものとする。

⑷　地震後の緊急点検中に津波警報等が発令された場合は、点検を中断し、津波警報等解除後に点検を再開するものとする。

⑸　津波警報等が発令された場合は、勤務員は、あらかじめ定められた方法等で、当所内の危険物を取扱う施設、設備等を安全に緊急停止させるものとする。

⑹　その他

ア　避難誘導員は、拡声器、メガホン等を活用し、従業員等を避難誘導するものとする。

イ　避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定するものとする。

ウ　避難時は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等の施設の安全対策を行うものとする。

３　津波警報等が解除された後の点検・復旧

⑴　津波警報等が解除された後、所長は、必要に応じて施設の緊急点検を実施し、当所の被害状況の把握に努めるものとする。

⑵　施設再開の可否判断は、緊急点検の結果等から所長が行うものとする。

⑶　電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、当所内の電気設備や配線の健全性を確認するものとする。